

風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

岩手県公安委員会規則第5号

風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第38条の4第1項及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第110条の規定に基づき、風俗環境保全協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）の委嘱等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年岩手県条例第50号）第19条に規定する地域を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）は、次のいずれかに該当する者のうちから委員を推薦するものとする。

- (1) 風俗営業の営業所の管理者
- (2) 特定遊興飲食店営業の営業所の管理者
- (3) 法第33条第6項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者
- (4) 少年指導委員
- (5) 地域住民その他の関係者

2 警察署長は、赴任した日をもって委員に委嘱されたものとする。ただし、当該日以降に協議会が置かれることとなった場合は、当該協議会が置かれた日に委員の委嘱があったものとする。

3 委員に委嘱された警察署長には、委嘱状を交付しない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 警察署長の委員としての任期は、在任期間中とする。

(委員の解嘱)

第4条 公安委員会は、委員にふさわしくない非行があったと認めるときその他特別の理由があるときは、任期中であっても、これを解嘱することができる。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。